学校いじめ防止基本方針

令和５年４月

四日市市立県小学校

**はじめに**

本校では,四日市市いじめ防止基本方針に基づいて,「いじめの防止」等を推進するため,今まで学校が取組んできていることや今後大切にしていく取組みについてまとめるとともに,「重大事態」等に対処するために,「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

**いじめの定義**（法第２条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※　好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合も、法が定義するいじめには該当する。ただし学校はいじめという言葉を使わずに指導することなど柔軟な対応も可能である。

**第１章　学校におけるいじめ防止等に関する取組について**

**１　いじめの防止**

児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加、活躍できるような「授業づくり」「集団づくり」を行う。

　・集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認め合える取り組みを行う。

　・学年で人権学習に取り組み人権意識を高める。

・交流学習や異年齢交流を充実させ、人と関わる喜びや相手を大切に思う心を育む。

・「あいさつ運動」や「児童による啓発」など児童主体の活動を通しても,いじめのない学校づくりを推進する。

**２　いじめ防止啓発**

（１）「『いじめ』に関する指導の手引」を活用する。

①　手引を基にして,いじめについての共通理解を図る。

②　「いじめ発生時の基本的な対応図」により,予防対策,早期発見,早期対応,解決を図る。

　（２）「人権ポスター」等の作成,「人権フォーラム」への参加を通して,意識を高める。

　（３）４月、１１月を「いじめ防止啓発月間」とし、児童会を中心に啓発を行う。

（４）「事例で学ぶNetモラル」等のデジタル教材を活用する。

（５）１１月には、２年生以上の全クラスで「いじめ防止」授業を行う。

（６）保護者にいじめ防止の啓発をする。（学年人権学習、便り等）

**３　いじめの早期発見**

些細な兆候であっても,いじめではないかとの疑いを持って,早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく,いじめを積極的に認知する。

（１）日常的な取組み（０次対応：いじめの未然防止）

①子どもたちとの対話や観察,日記等による児童の変化やサインを見逃さない。

（インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめにも注意を払う。）

②信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営をする。

③アプリ「スタンドバイ」「シャボテン」の啓発・活用を進める。

（２）「いじめ調査」や「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」の実施

　　・いじめの認知件数が０であった場合、その事実を児童や保護者に公表し、認知漏れがないか.確認する。

（３）教育相談体制の充実

①「いじめ調査」「学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査）」を基にして,教職員が児童一人ひとりに対して面談による教育相談を実施し,子どもたちの不安や心配事等の心の状況を把握する。

②「『いじめ』に関する指導の手引」の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用する。

　（４）スクールカウンセラ－（臨床心理士等）の活用

①被害児童の心のケアを最優先に行う。

②必要に応じて,スクールソーシャルワーカー等の要請も行い,場合によっては,加　害児童のケアも行う。

（５）臨床心理士等の派遣を教育委員会に依頼（緊急な被害児童の心のケア）

**４　いじめ事案に対する対応**

（１）いじめを発見,通報を受けた場合は,一部の教職員で抱え込まず,速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。

（２）被害児童を全面的に支え,守る姿勢で対応する。

（３）被害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い,保護者とともに解決を図る。

（４）加害児童からの聞き取り及び保護者への報告を行い,相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。

（５）周囲の児童からの聞き取りとともに,観衆的・傍観的立場に立つことが,いじめの助長につながることについて,学級,学年,学校全体に指導する。

（６）教育委員会に第１報をいれるとともに,対応策について継続的に指導・助言を受ける。

（７）犯罪行為として扱う必要のある事案については,早期に警察に相談し,連携して対応する。

（８）いじめ行為が３か月以上継続して止んでおり、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを確認できたことを、いじめの解消要件とする。

**第３章　いじめ防止のための校内組織**

**１　校内組織**

1. 「いじめ防止対策委員会」を設置する。
   1. 構成員は,管理職,生徒指導主任,教育相談担当,養護教諭,関係職員,(※必要に応じてスクールカウンセラー)とする。

②いじめ防止に関する措置を実効的に行うため,把握したいじめ事案について,情報の収集、記録、共有、指導体制や対応方針の決定を組織的に行う。

③いじめの事実を明確にするための調査等を実施し,集約及び整理をして,児童及び保護者,教育委員会に報告する。

④解決を図るために,教育委員会に継続的に報告をするとともに,指導・助言を受ける。

（２）「生徒指導対策委員会」を設置する。

①構成員は,管理職,生徒指導主任,関係職員、養護教諭、教育相談担当とする。

②学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに,対応策や指導方法について協議する。

**２　学校関係者及び各種団体との連携**

　　学校は,平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携していく。

（１）ＰＴＡ及び学校運営協議会との協働。

（２）保育園,幼稚園,小学校,中学校と連携し,情報共有。

（３）主任児童委員,民生委員児童委員,青少年育成協議会,社会福祉協議会,自治会,市民センター等と連携。

**第４章　保護者と児童の役割**

**１　保護者として**

保護者として,いじめに対する基本認識について共通理解し,学校と協力して,いじめをしない,させないしつけをお願いします。

教育基本法（第１０条）にあるように,保護者は,子の教育について第一義的責任を有していることから,生活に必要な習慣を身につけさせるとともに,自立心を育成し,心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

（１）どの児童も,いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し,いじめに加担しないよう指導に努め,また,日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は,周囲の大人に相談するよう働きかけてください。

（２）児童のいじめを防止するために,学校や地域の人々など児童を見守っている大人との情報交換に努めるとともに,根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。

（３）いじめを発見し,または,いじめのおそれがあると思われるときは,速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

**２　児童として**

（１）一人ひとりが,自己の夢を達成するため,何事にも精一杯取り組むとともに,他者に対しては思いやりの心をもち,自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。

（２）周囲にいじめがあると思われるときは,当該の児童に声をかけることや,周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。

**第５章　関係機関との連携**

**１　警察との連携**

学校は,学校警察連絡制度（平成１６年４月協定締結）により,警察と連携して問題の解決を図る。

（１）四日市西警察署（生活安全課）

（２）北勢少年サポートセンター

（３）県駐在所

**２　他の関係機関との連携**

　　学校は,事案に応じて,様々な関係機関と連携して適切な解決を図ってきています。

（１）北勢児童相談所

（２）四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議

（３）四日市市人権センター

（４）こども保健福祉課家庭児童相談室

（５）四日市市男女共同参画課

（６）四日市市市民生活課多文化共生推進室

（７）津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会

**第６章　重大事態発生時の対処**

**１　重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第２８条）**

　　学校は,下記の重大事態が発生した場合には,直ちに教育委員会に報告するとともに,調査を実施する。また,当該の児童生徒及びその保護者に対し,調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命,心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

　　①　児童が自殺を企図した場合

　　②　身体に重大な障害を負った場合

　　③　金品等に重大な被害を被った場合

　　　④　精神性の疾患を発症した場合　　等

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。